

水道料金等における適格請求書（インボイス）の対応について

令和5年10月1日から、消費税の複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が開始されます。

インボイス制度の実施に伴い、水道料金等の請求について、納入通知書等を適格請求書として発行し、事業者名、登録番号、適用税率、消費税額を記載します。

▷ 適格請求書発行事業者の登録について

長門川水道企業団は、適格請求書発行事業者の登録を行いました。

長門川水道企業団 登録番号：T5000020128023

▷ 適格請求書（インボイス）の発行について

下記の3点を適格請求書（インボイス）として発行します。**領収書の再発行はできませんので、事業者等におかれましては紛失のないよう保管してください。**

- 水道・下水道 使用水量等のお知らせ（検針票）
- 上下水道料金等納入通知書兼領収書（納付書）
- 納入通知書兼領収書（検査手数料等納付書）

▷ 事業者の皆様へ

制度が開始される令和5年10月1日以降に、長門川水道企業団に業務委託料、賃貸借料、工事請負費、または物品納入等の代金を請求する際、消費税の納付義務のある課税事業者の方について、適格請求書（インボイス）の発行をお願いします。

▷ 関連する記事

[国税庁「特集 インボイス制度」【外部サイト】](#)

[国税庁「（適格請求書発行事業者の）申請手続」【外部サイト】](#)